第二十五条第一項第二号中「別表第二十九号」を「別表第四十一号」に改め、同号の表中「小割り式ぎんざけ養殖業　二十五台」を「小割り式さけ・ます養殖業　二十五台」に、「小割り式二年魚しまあじ養殖業　二十五台」を

「小割り式二年魚しまあじ養殖業	二十五台
小割り式二年魚まはた養殖業	二十五台
小割り式三年魚まはた養殖業	二十五台
小割り式四年魚まはた養殖業	二十五台
小割り式すぎ養殖業	二十五台
小割り式まさば養殖業	二十五台
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	二十五台
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	二十五台
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	二十五台
小割り式二年魚めばる養殖業	二十五台
小割り式三年魚めばる養殖業	二十五台
小割り式四年魚めばる養殖業	二十五台
小割り式かわはぎ養殖業	二十五台

」に、「小割り式二年魚しまあじ養殖業　二十五台
小割り式三年魚まはた養殖業　二十五台
小割り式四年魚まはた養殖業　二十五台
小割り式すぎ養殖業　二十五台
小割り式まさば養殖業　二十五台
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業　二十五台
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業　二十五台
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業　二十五台
小割り式二年魚めばる養殖業　二十五台
小割り式三年魚めばる養殖業　二十五台
小割り式四年魚めばる養殖業　二十五台
小割り式かわはぎ養殖業　二十五台
」に改め、同項第三号中「別表第二十五号から第二十七号まで」を「別表第三十七号から第三十九号まで」に改める。

第二十八条の二の表第百四十二条の項中「第百三十六条の二第四項」を「第百三十六条の三第四項」に改める。

別表第十二号中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に改め、同表第三十号㈠中「及び第二十四号㈠」を「、第二十四号㈠、第二十五号㈠、第二十六号㈠、第二十七号㈠、第二十八号㈠、第二十九号㈠、第三十号㈠、第三十一号㈠、第三十二号㈠、第三十三号㈠、第三十四号㈠、第三十五号㈠及び第三十六号㈠」に改め、同号㈡中「及び第二十四号㈡」を「、第二十四号㈡、第二十五号㈡、第二十六号㈡、第二十七号㈡、第二十八号㈡、第二十九号㈡、第三十号㈡、第三十一号㈡、第三十二号㈡、第三十三号㈡、第三十四号㈡及び第三十六号㈡」に改め、同号㈢中「及び第二十四号㈢」を「、第二十四号㈢、第二十五号㈢、第二十六号㈢、第二十七号㈢、第二十八号㈢、第二十九号㈢、第三十号㈢、第三十一号㈢、第三十二号㈢、第三十三号㈢、第三十四号㈢及び第三十六号㈢」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第二十九号㈤中「第二十五号㈠」を「第三十七号㈠」に改め、同号㈥中「第二十五号㈠、第二十六号㈠及び第二十七号㈠」を「第三十七号㈠、第三十八号㈠及び第三十九号㈠」に改め、同号㈦中「第二十五号㈢、第二十六号㈡及び第二十七号㈡」を「第三十七号㈢、第三十八号㈡及び第三十九号㈡」に改め、同号㈧中「第二十五号㈣、第二十六号㈢及び第二十七号㈢」を「第三十七号㈣、第三十八号㈢及び第三十九号㈢」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第二十八号㈤中「第二十五号㈠」を「第三十七号㈠」に改め、同号㈥中「第二十五号㈡、第二十六号㈠及び第二十七号㈠」を「第三十七号㈡、第三十八号㈠及び第三十九号㈠」に改め、同号㈦中「第二十五号㈢、第二十六号㈡及び第二十七号㈡」を「第三十七号㈢、第三十八号㈡及び第三十九号㈡」に改め、同号㈧中「第二十五号㈣、第二十六号㈢及び第二十七号㈢」を「第三十七号㈣、第三十八号㈢及び第三十九号㈢」に改め、同号を同表第四十号とし、同表中第二十七号を第三十九号とし、第二十六号を第三十八号とし、第二十五号を第三十七号とし、第二十四号の次に次の十二号を加える。

二十五　小割り式二年魚まはた養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
二十六　小割り式三年魚まはた養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
二十七　小割り式四年魚まはた養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
二十八　小割り式すぎ養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
二十九　小割り式まさば養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
三十　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十
三十一　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十

二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	
二分の一	
三分の一	
四分の一	